

第18回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日時 平成20年12月17日(水)午後4時から

場所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 (都側)

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局参事<都区制度改革担当>、西村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第17回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 具体的な事務配分の検討について

具体的な事務配分について、検討を行った。

<都側から資料1「検討対象事務総括表」(平成20年12月幹事会分)、資料2「検討対象事務評価シート」の事業内容とあわせて都の評価についての説明>

都側

今回、検討対象事務リストの事務名を実態に合わせるため、-12の事務名を「食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務」に、-48の事務名を「販売事業者に対する立入検査などに関する事務」に、-65の事務名を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務」に、-69の事務名を「受胎調節実地指導員の指定などに関する事務」に、-72の事務名を「有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」に変更しているのでよろしく願いたい。

1番の-12「食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務」は、営業の施設の清潔保持等の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準の策定に関する事務である。市街地が連たんしている特別区の区域においては、基準が各区でまちまちになるのは都民区民にとって分かりにくく、食中毒など健康被害発生時の緊急の対応に混乱を生じさせる可能性があることなどから、都に残すという評価をしている。

2番の-23「認定製造業者等への立入検査などに関する事務」は、飲食料品等の表示に関する指示や表示に係る製造業者等への報告の聴取、立入検査などに関する事務である。まず、食品に関する表示は、消費者保護、食品安全確保、不当競争防止など様々な法令と関係があり、都では各局との連携により表示の適正化に努めているところである。また、都は独自に調理冷凍食品の原産地表示を義務付けたところであり、いわゆるJAS法に基づく当該事務と一体的に制度を運用する必要があることなどから、都に残すという評価をしている。

3番の-48「販売事業者に対する立入検査などに関する事務」は、一般消費者の生命、身体に被害を及ぼすおそれが多い特定製品の販売業者に対する報告の聴

取などに関する事務である。特定製品の技術上の指針は、経済産業省の省令に詳細に規定されており、特別区が担ったとしても都民の安全を確保するための統一性は確保できていることから、区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

4番の - 59「指定届出機関の指定などに関する事務」は、感染症の発生状況の届出を担当させる病院等の指定・取消しなどに関する事務である。この事務は、都全体の感染症の発生状況を把握するためには、人口及び医療機関の分布等を勘案して広域的な観点から指定する必要があることなどから、都に残すという評価をしている。

5番の - 62「広告事項の許可などに関する事務」は、歯科技工の業又は歯科技工所の広告で、法に定める事項以外の許可に関する事務である。歯科技工士法に基づく事務の大部分は既に特別区が実施しており、広告の許可についても特別区が一体的に行うことが望ましいことから、区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

6番の - 64「病院の開設の許可などに関する事務」は、病院の開設許可や医療法人の設立認可などに関する事務である。診療所の許認可等の事務は現在特別区が行っているが、都が行っている事務は二次医療圏との関係や医療施設を広域で展開している法人への対応など広域的な対応が必要とされるものが多く、移管について解決すべき多くの課題が見込まれることから、都に残すという評価をしている。

7番の - 65「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務」は、原子爆弾被爆者に対する健康診断の実施などに関する事務である。都は、居住区以外の医療機関でも受診できるよう、都内全域の医療機関と契約して体制を整備しており、被爆者の利便性の観点などから、都に残すという評価をしている。

8番の - 67「高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務」は、高度医療機器等の販売許可などに関する事務である。薬局開設の許可などは既に特別区が実施しており、現在、都が実施している事務の中にも特別区が一定以上の規模になることなどにより移管が可能になる事務もあると考えているが、一方、平成21年度には、新たな薬事法の改正により、販売業全般についての見直しを実施されることになっており、事務移管については、移管する事務の範囲や改正薬事法の施行の体制などについて事前に十分な検討を行う必要があることから、現時点においては都に残すという評価をしている。

9番の - 68「特定毒物研究者の許可などに関する事務」は、特定毒物研究者の許可などに関する事務である。特定毒物研究者については、研究者が属する組織と研究を行う場所が同一でない場合があるなど広域的な対応が必要であり、また、事務の処理件数が少なく、都が実施する方が効率的であるということから、都に残すという評価をしている。

10番の - 69「受胎調節実地指導員の指定などに関する事務」は、受胎調節実地指導員の指定などに関する事務であるが、この指導員の指定については、都道府県知事が認定する講習を修了することが必要であり、また、指定申請件数も少なく、講習の認定と併せて実地指導員の指定等を行った方が効果的であることや、他県が認定した講習修了者に関する連絡調整が必要であることなどから、都に残すという評価をしている。

11番の - 72「有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」は、有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務であり、12番の - 73「介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」は、介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務である。特別区は既に介護保険法に基づく老人福祉に関する事務を広範に担っており、また、老人福祉法に基づく老人福祉施設の設置の届出の受理等の事務についても、 - 9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」において、既に区に移管する方向で検討する事務としたことから、区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

ただし、11番の事務については、都は独自に有料老人ホームの指導指針を設けて入居者に対する一定の水準を維持していることから、移管後における指針の取り扱い等に留意する必要がある。

13番の - 74「指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務」は、指定障害福祉サービス事業者の指定などに関する事務である。特別区は既に障害者自立支援法に基づく障害福祉に関する広範な事務を担っており、また、当該事務に関連する指定自立支援医療機関の指定についても、既に - 11「自立支援医療費の支給等（育成医療及び精神通院医療）など障害者の自立支援に関する事務」において指定基準の平準化や指定情報の周知方法等を検討した上で区へ移管することは可能と評価したことから、この事務についても区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

14番の - 77「発掘に関する指示及び命令などに関する事務」は、埋蔵文化財の発掘に関する指示及び命令などに関する事務である。特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して、地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることなどから、区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

ただし、土地の発掘が特別区の区域を超える場合については都に残す必要があるだろうと考えている。

< 区側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年12月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明 >

区側

都と区の評価が違っている部分について説明する。

1番の - 12「食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務」は、飲食店等の営業施設等の清潔を保持するために公衆衛生上必要な基準を定める条例を制定する事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて、一連の事務を処理できるように区が担う方向で検討すべきであるという評価である。基本的に食品衛生に関する事務は、区が大部分を行っていることから、条例に関する事務についても区が行うことで実情に応じた対応ができるのではないかとということである。

なお、この事務については、条例の制定という性格上、事務処理特例による移譲には馴染まないもので、区が実施するためには、事務移譲の指定を受けるための法改正が必要であると考えている。

2番の - 23「認定製造業者等への立入検査などに関する事務」は、飲食料品等の品質表示基準に重大な違反があったときに製造業者などに対して品質表示に関する指示あるいは立入検査を行うといった事務である。製造業者の事務所、工場、店舗等が複数区にまたがる場合など都が広域的に対応しなければならないものを除いて、区が担う方向で検討すべきではないかという考え方である。

7番の - 65「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務」は、原子爆弾被爆者等に対する健康診断の実施あるいは必要な指導を行う事務である。現在、区は事務処理特例により医療費や手当などの支給申請の経路事務を実施しており、一連の事務を処理できるように区が担う方向で検討すべきという評価である。

9番の - 68「特定毒物研究者の許可などに関する事務」は、特定毒物研究者の許可などに関する事務である。特定毒物研究者の許可等の事務については、当該研究者が、区が事務処理特例で監視指導を行っている。業務上取扱者を兼ねていることが多いので、効率性の観点から、一連の事務を区が担う方向で検討すべきであるという考え方である。

ただし、製造業者及び輸入業者に係る廃棄物回収命令等の事務は、製造業者等の規制が国の事務であり、都の事務についても受託事務のみを行っているような広域

的な事務であるので、引き続き都が担う方向で検討すべきであるという考え方である。

10番の - 69「受胎調節実地指導員の指定などに関する事務」は、認定講習を修了した助産師等に対する受胎調節実地指導員の指定及び取消し等に関する事務であるが、現在、区が保健所設置市の事務として実施している申請に関する経由事務、それから事務処理特例で行っている指定証の交付等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるように区が担う方向で検討すべきであるという評価である。

<資料1、資料2をもとに検討>

座長

説明について質疑を行いたい。

区側

都の評価では、10番の受胎調節実地指導員の指定などに関する事務は、都に残すという考えになっているが、もし間違っていたら訂正してもらいたいが、受胎調節実地指導員というのは、ほとんど助産師が受胎調節指導員になっていて、地域の保健所と連携して、特に実地指導しているのは生活保護世帯とか、あるいは精神や身体障害の世帯とか、そういうところを中心に受胎調節指導をしていると思う。そういうことからすれば、区に移管する方向で検討してもいいのではないかと思うが、具体的に何かネックになっているものがあるのか。

都側

当然そういう面もあり、実態をつぶさに見ていくことが必要である。助産師以外にも指定されているようだが、受胎調節指導員になるためには研修が必要であり、それを他県で受けた場合でも、東京都でそのまま通用するため、他県との連絡調整のような事務があるので都に残すという評価である。ただ、その辺については解決する策もないとはいえないと思っている。この事務については、今まで事務について意見の不一致があったが、不一致の程度は強いものではないと思っている。

区側

原子爆弾被爆者の関係の事務については、都に残すということで、検討対象事務評価個票にその理由が書かれているが、その理由がプライバシーを守るために都に残すといわれると、区ではプライバシーが守れないのかということになり、その点が気になる。

都側

既に区は見舞金の支給などいろいろな事務を行っており、同じ行政主体であるのでそういうものはないと考えている。

ただ、担当部署に聞くと、利用者の方にそのような思いがあり、個人情報が出るのを嫌がっているような感じがあるということである。だからといって、それを理由に区に移管できないということではなく、これも利用者にとって何が一番利便性が高いのかということをよくよく検討していけば、解決できるのではないかと考えている。

区側

原子爆弾被爆者の関係の事務のように、ある特定の被害を受けた人のアフターケアをする法律というものは結構あると思う。しかし、これまで検討対象事務として俎上に上っていない。この事務だけが対象となっていることについて、他は検討に値しないようなものなのか、あるいは他にはないものなのか伺いたい。

都側

全体は分からない。この事務は千葉県において事務処理特例により千葉市が処理しているので、検討対象になっているが、恐らくそういうのもあるのかもしれない。

都側

6番の病院の開設の許可などに関する事務は、区の評価は、都に残す方向で検討する事務ということになっている。病院もいろいろな役割分担があって、都側の議

論の過程では、現在、特別区は診療所に関する事務だけを処理しているが、病院も都立病院で担っているような機能とか、いろいろなものもあり、二次医療圏のことがあるので、都側の評価は、都に残すということになっている。病院も非常に高度な病院からそうでないものまであるので、区側の検討経過ではその辺はどのようであったか参考までに伺いたい。

区側

現在、病院については都が行い、診療所については区が行うということで基本的な整理がされている。病院については、医療計画を都道府県が定めるということが前提にあり、かつ、様々な許可については都道府県の審議会の許可を得なければいけないということもあり、その広域的な判断とか対応というのは非常に強い面があるので、病院の許可だけを取り出して区に移管するといっても、そういう全体の調整が難しいだろうということで、今回は引き続き都が担うという評価をした。今後、検討する上でその辺も含めて全体の体系を見直すことができれば、検討の余地があると思っている。

座長

本日の事務配分の検討についてとりまとめをしたい。資料1の「検討対象事務総括表」で、都と区の評価が一致しなかった1番、7番、10番については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理する。

次に、2番、9番については、都に残す方向で検討する事務があることで、都区の評価が一致しているが、その範囲または内容について、都区の考え方が一致していない。そこで、これらの事務については、とりあえず、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとする。

それ以外の都と区の評価が、「区」ということで一致した事務は、「区に移管する方向で検討する事務」として、また、「都」ということで一致した事務は、「都に残す方向で検討する事務」として整理することとしたいがよろしいか。

〔「異議なし」との発言あり〕

今後の検討について、検討を行った。

< 区側から説明（資料なし） >

区側

事務配分について、今年度中に検討できるものは、事実上、今回検討したものである。しかし、これまで から の事務を検討してきたなかで、検討対象外だろうということでこの幹事会の俎上に上げなかった事務がある。また、この後、検討対象となっている の事務については、同じように検討対象から外れそうなもの、あるいは事務の性質とか関連する事務のこれまでの整理の経過などから見て、基本的な方向が整理できるものがあると思う。したがって、それらの事務について、事前に調整をしたうえで、次回の幹事会で確認をしていただき、今年度の検討結果に加えて整理をしてはいかがかという提案をしたい。

< 検討 >

座長

説明について質疑を行いたい。

都側

結構である。都区の事務局でよく調整して、次の幹事会に提出してもらいたい。

座長

では、都側も区側もそれでよろしいか。〔「異議なし」との発言あり〕それでは、都区の事務局で事前調整したうえで、次回の幹事会に資料を提出してもらいたい。

(4) 特別区の区域のあり方について

都側から特別区の区域のあり方についての資料の説明の後、検討を行った。

<都側から都側資料「既存の再編案と行政圏等との関係」についての説明>

都側

前々回の幹事会で、都側から既存の民間研究機関等の再編案を示したうえ、その次の幹事会でシミュレーションをしたいと予告していたが、それができなかったので、今回、そのシミュレーションをしたい。

まず、復習になるが、1頁を見ると「森記念財団案」と「浅見案」というものがあるが、ここでは、それぞれの案がどのような形になるか、どのようなことを意味するのか、数字と、それから既存の行政圏とを合わせてみるという資料を今回作った。

シミュレーション結果の基本情報として、2頁の(1)に人口、面積等についてのデータがある。人口については千代田区と世田谷区で20.1倍の格差があり、面積については、大田区と台東区で5.9倍の差があり、昼夜間人口比率については、25.4倍の差がある。それぞれの案で見ると、これは一緒になるので当然といえば当然だが、それぞれ格差は、森記念財団案についても、浅見案についても、現行よりは小さくなるという数字が示されている。

次に、3頁の(2)に税収についての記載があるが、特別区税と調整税の55%分を比較してみると、現行では特別区税の開きが9.3倍、調整税が25.1倍である。森記念財団案の場合は、当然、なるべく財政を均衡させるということになっているので、格差が縮まるということである。浅見案については、葛飾区がそのままなので、そこの差が少々まだあるのではないが。

次に、4頁の(3)はいわゆる人々の動きをパーソントリップ等で見たとおり、通勤通学、業務移動圏、私事移動圏の区内における完結率を示している。業務移動というのは、販売、打ち合わせ等を目的として勤務先から業務先間を移動すること、また、私事移動圏というのは、買い物とか食事等を目的として自宅から用事先へ移動するということである。それぞれの区でこのような動きをしているが、この案でいくと、自区内のそれぞれの完結率が高まっていくのではないかという結果になっている。

次に、5頁の3の行政圏等との関係では、行政圏域との関係を、既存の案とどの程度合致しているかということである。例えば二次医療圏について見ていると、それぞれの色のところが今の医療圏になっているが、太線のところが森記念財団案での区界となる。森記念財団案は、都心3区がそれぞれにミカンの皮をむくように、周辺に向かって行くような形になっているので、そのところは違うが、例えば「新宿市」などは全く一致しているというようなことがうかがえる。これが二次医療圏で見た場合、こういうのと比較しても、形状としては近いことが読み取れる。

次に、6頁の(2)は、今はないが都立高校の旧学区で、以前は沿線ごとになっていたというのもあったので、見てみたということである。これは、その学区ごとに従来からいわゆる進学校として中心になる学校が2つぐらいあったわけだが、それぞれの配置のなかでこのような形になっていたということである。

次に、7頁の(3)は、東京都の建設事務所であり、これなどは森記念財団案とほぼ一致している。都心3区は一致している感じが読み取れる。

次に、8頁の(4)と9頁の(5)に示した、国の機関の労働基準監督署とハローワークはもっと細かい区割りなので、この既存の案とは少々違うところがあるが、このような配置になっている。

次に、10頁の(6)は、警視庁の方面本部について、また、11頁の(7)は、東京消防庁の消防方面本部について示してある。北区が少々違うが、それで見てもこのような形になっている。

最後に、12頁の(8)は、児童相談所管轄区域について示してある。新宿区の戸山にある児童相談センターはセンター機能と地域児童相談所機能を併せもっているため、職員配置なども手厚く、守備範囲も広がっているため、そういう意味では合致していないが、このような形になっている。

また、特別区の第1ブロックから第5ブロックというものもあるが、それなどで見ても、都心3区をどう一つにするか。森記念財団案の場合はそこが分かれているので少々違うが、そのようなことが見えるということを検証してみたということである。

<都側資料をもとに検討>

座長

説明について質疑を行いたい。

都側

特別区の第1ブロックから第5ブロックの歴史などについては何か考え方があるのか。例えば第4ブロックの板橋区と杉並区を比べると大分違うような気がするが、それは都市が持つ課題とか、近いからそのブロックごとということなのか、その辺について伺いたい。

区側

はっきりとは分からないが、区長会の協議をする単位として出来上がってきたのではないかと思う。

都側

行政の担当者がブロック内で会議をしようとした場合など、交通事情を考えると板橋区と杉並区は遠いのではないかと思う。それに比べ第1ブロックは、結構集まりやすいように思うし、何か抱えている課題なども一緒ではないかと思う。

区側

多分、何かを23区で幾つかに分けて分担するような場合、ブロックとして幾つぐらいに分けるか、一つのブロックは何区ぐらいが適当なのかというようなことで出来上がってきたのではないかとも思う。したがって、一つのブロックで何か協力して一つの事業を展開しようというようなことはない。あくまで区長会の中の一つの分担区割りのようなもののように思う。

区側

第5ブロックは、東京都大会の地区予選ということではなく、ブロック単独であくまでもスポーツ交流という意味で柔道や野球などのスポーツ大会をやっているが、そのような事業は他のブロックにはない。

都側

ブロックによっては、例えば青少年委員とか地区委員会が、ブロックなかで一緒に研修や意見交換などを行ったり、また行政側の担当職員も会議を行ったりしているところもある。

区側

そういった意味では、第1ブロックから第5ブロックまで分けているが、特段何かがあって分けているわけではないと思う。

区側

行政委員なども23区をブロック割りしているようだが、それは区長会のブロック割りとは別のやり方のような気がする。したがって、ブロック割りというものはいろいろなものがあるのではないか。

座長

特段の質疑もないようなので、この都側資料については説明を受けたということにしたい。

(5) 都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況のとりまとめについて
都側から資料の説明の後、検討を行った。

<都側から資料3「都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況のとりまとめ 骨子(案)」【幹事会構成員限り】についての説明>

都側

まず、今後のスケジュールは、1月20日に次回の幹事会を開催し、続いて2月2日には都区のあり方検討委員会が開催され、さらに、2月9日には都区協議会が開催される。そのようなスケジュールのなかで、次回の幹事会では、座長が都区のあり方検討委員会にこの幹事会における検討状況などについて報告する内容などについて検討することになると思うが、資料3は、この幹事会における平成20年度の検討状況のとりまとめについての骨子案である。報告の内容については、どこまで書き込むかということはなかなか調整が難しいと思うが、基本的には検討項目である事務配分、区域のあり方、税財政制度について今まで何をやってきたか、今後どうするのかということだと思っている。

中身としては、昨年度と今年度ということで、事務配分について、何項目行ったとか、資料の注記についてはいろいろ議論があったが、都側は事務配分の検討に際し、このように提示したとか、また、特別区の区域のあり方については、都側からいろいろな資料が出されそれで議論をしたということとか、この都区のあり方の検討をする上で、将来の都や東京の自治のあり方について、都全体で別途調査研究するようなことができないかということについてそれぞれ意見が一致したとか、また、税財政制度については、区から論点が示されたが、まだ具体的な議論には至っていないなどが考えられる。

今後の対応としては、この都区のあり方検討は平成20年度中を目途にとりまとめがされるとなっているが、事務配分については、予定した検討対象事務がまだ残っているので、それについては引き続き検討していくとか、またその際は国の動きも見据えながら行っていくとか、特別区の区域のあり方については、この幹事会のなかでの議論を踏まえて、今後どういうふうにしていくかということとは別途整理していくことが必要であるとか、税財政制度については、上記の検討課題の議論の推移を踏まえて整理することが必要であるとかが考えられる。

座長

説明について質疑を行いたい。

区側

特別区の区域のあり方については、その取り扱いについて毎回いろいろなやりとりがあったとはいえ、ただしそれは、都側から資料の説明を受けたとか、都の考え方を聞いたということである。先ほど資料の説明のなかで、区域のあり方について「議論した」という説明があったが、区側としては議論したつもりはない。区域のあり方を検討する時期についてどうだろうかとか、事務の一定の整理がついた段階で必要であればそういう区域のあり方について検討する必要もあるかもしれないとか、あるいは、この幹事会の場でどのような議論をすることがふさわしいのだろうかとか、そういったようなことについてやりとりはあったと思うが、それをもって区域のあり方について議論したというとりまとめにはならないと思っている。

だからこそ、この都区のあり方の検討をする上で、将来の都や東京の自治のあり方について、都全体で別途調査研究するというようなことに続いていく、区域のあり方を議論する上ではこういうことが必要だということに収まったのではないかと考えているので、この「議論」ということではなく、「資料が提示された」ということではないか。

都側

「議論」とはどのようなものかということにもよるが、今いわれたものも含めて議論なのかもしれないし、ただこれは骨子であり、区域のあり方について議論というふうにして書いてあるわけでもないので、次回の幹事会でのまとめのときにその辺のニュアンスがお互いの思いが伝わるように工夫できればいいと思っているが、少なくとも都側としては議論しているつもりでいる。ただ、都区のニュアンスの差、思いの差をどのような表現にするか、区長会のなかでの3区長と他の区長との関係もあるので非常に難しい調整になるのではないかと考えている。

都側

議論したことになってしまうとやりにくいということで、今区側がいわれたことは個人的にはよく分かる。ただ、先ほど述べたように、では「議論」とは何なのかということはあるが、資料を都側が提示して、資料に対する質問とか疑問とか、この資料は何を説明しているのかとか、この資料はおかしいのではないのかとか、そういうレベルの質疑が行われたということはよろしいと理解していいのか伺いたい。

区側

区側としては、それでも困ったという感じになる。区側がこのテーブルに着くときの考え方は、区域について議論はするが、ただ、それは今後区が担う事務の内容がこういうふうになるので、そうであれば今の区域のままでは事務が成り立たないのではないかと、そういう意味で、いわゆる出口論として区域の問題があるという認識でいた。少なくともそういう認識で聞いていたので、いきなりはじめからこの区域の問題が出されたということについては非常に戸惑いを覚えている。

例えば、料理の出し方でいうと、膳の上に一度に全部の料理が出るのか、あるいは前菜から順繰りに出てそれを順繰りに食べるのか、この幹事会の場ではいきなり全部の料理が出てきてしまったようなものである。区側は、順番に従って議論をしていくつもりでいた。これまでの幹事会で、質疑があったかといえば、確かに大人の会議だから、都側から資料が出てきたときに区側としても何も発言しないわけにはいかないのか、この資料についてここここは突合しているとか、そのようなやりとりはあったかもしれないが、とてもこれは議論というものではないと思うし、質疑というものでもないような気がする。

都側

区長会での皆さんの立場もあると思うが、都側の幹事にあっても、軽重の違いがあるかもしれないが、我々の立場があって、この都区のあり方検討が始まるときの検討項目に区域のあり方についての項目が入っているので、「議論」という表現に固執するわけではないが、検討していないということは許されない話である。今、温かい発言が区側からあったが、都側も資料を出して、温かい意味での質疑があったという話だろうが、都側としては、これはしっかり検討をしたということだ。勿論、成果はまだまだ出ていないが、それは事実として受け止めているので、是非、区側幹事には配慮をお願いしたい。

最終的には、今後、事務局で表現等について、「議論」という言葉が適切かどうかという調整があるかと思うが、一定の事実があったということは、単なる説明であるとか、資料を提示したとかでは済まされないことなので、是非、その点について配慮をお願いしたい。

区側

この部分のごく客観的な記述にして「こうこうであったが、こうこうであった。」という書き方はできないのか。つまり「都側としては区域の議論を並行して行うものというふうを考えて議論のための資料等を提出してきた。しかし、区側はこうこうこうという考え方であるので、そういう資料に対しては立場が違うとか何とかであった。」ありのままにそのことを書くということできないのか。少なくとも都側はそのような議論をするため最大限の努力をしてきたということが理解されることになる。そういう事実を淡々と記述するという形ではいけないのか。

都側

いわゆる主要5課題というものが、その決着として、この都区のあり方検討につながっているのか、区側は、当然、事務配分の検討を先に行い、その後オプションとして、いわゆる受け皿論としての区域のあり方があるという考えである。都側は、その際に要綱にもあるように、当然、事務配分と区域は一緒だという認識でいる。そこに都区の認識の差が明確にある。そのなかでどのようにお互いやってきたかということはどう表現できるかに懸かっている。ただ、世間的には、国もそれなりに注目しているし、いろいろ注目されているなかで、一定程度都側は真摯にやってきているのも事実である。その辺をどう表現できるかということだと思う。

区側との調整も非常に難しいが努力していきたいと思っている。

区側

「議論」ということになると、いろいろな形や内容の議論というものがあり、どんな内容であったかという話になる。例えば、これがマスコミなどに出たときに、特別区と東京都で区域の再編のあり方についてどんな議論をしたのかということになるが、区側は都側から資料の提示は受けたが、それに対して特別区の区域の再編ということについて議論したという認識はない。したがって、もし「議論」ということでこれが出ると、ではどんな議論をしたのか、具体的に何かと問われたときに議論をしていないので非常に返答に困る。

「議論」という言葉については独り歩きするところがあるので、都側はこの幹事会のテーブルに資料として出したが、区側にはそこまでの対応ができなかったというのであれば、それはそれということではないか。意見交換では少々何となくあれだが、税財政制度のように、提示されたが具体的な議論はできなかったというなら、それはそれでいいのではないか。多少議論はしたかもしれないが、具体的な議論までには至らなかったというならそれはそれということになる。

区側

これまでのマスコミの都区のあり方検討に対する紹介の仕方は、「東京都は、特別区の区域のあり方についての議論を大変したがっていたし、また議論すべきだと主張していた。しかし、特別区側は腰が引けていて議論には乗ってこなかった。」というようなことであると思う。世間はそう見ている。だから、その事実をありのままにここでまとめて、このままではしょうがないので、何とかならないかということ、後段にあるような将来の東京の自治のあり方について、都全体で調査研究することが必要であるということに繋がってくる。したがって、前段ではありのまま記述して、都側は熱心にこのことについては取り組もうとしたが、区側はそういう議論の時期ではないかという主張をしたとか、それでいいのではないかと思う。

都側

都側としてはアリバイを証明してほしいとか、世間に向かって都側が何も努力していなかったという誤解を避けたいとか、そういうことではない。都側としては真摯に議論したということである。「議論」という言葉は使ったが、その事実を書くということ自体は、今区側がいわれたような形でいいと思う。ただ、ありのままがどうかということは報告書の品格などの問題もあるので、その辺は事務局で詰めさせてもらうということによろしいか。

区側

調整にあたり二つお願いがある。まず、先ほどの説明のなかで今後の対応についてという箇所があったが、特別区の区域のあり方について、これまでの議論を踏まえてということになると、これまた議論したということになるので、その辺も記述をうまく事務局で調整してもらいたい。前段をどのように書くかによって後段の「議論」にも関わってくるところもあるので、両方併せて検討してもらいたい。

もう一つは、そういった意味で、即、この資料を都や区長会のホームページなどに掲載されると、「議論」などの記述が残ったままであり、誤解を招く恐れがあるので、その点について配慮してほしい。

都側

その辺については都区の事務局で調整したい。

区側

この資料のなかの「都と区市町村共同で」というところも、区長会で十分議論しお願いしてきた経緯もあるので、その辺についても是非配慮してもらいたい。

区側

区長会では、この「議論」ということについて、真っ先に「議論したのか、そうだとしたら話が違う」というような質問があった。

やはり区域の再編などについて話せるのは当事者だけであり、当事者でない者は、

なかなか話をするという事は困難である。それをこの幹事会とか、あるいは検討委員会も同じだが、数人の区長で他の区のことを議論するというのはなかなか容易ではないということをは是非斟酌してほしい。

都側

そういう意味で、今後どのような枠組みが作れるかということは大事だと思うので、ここではあまり急がないで慎重に時間を掛けてよく相談して、どのようなものにしていくかということ調整していきたい。お互いにどのようなものがあるのかということについて、あまり急がないでよく相談していきたいと思っているのでよろしくお願ひしたい。

区側

区長会で、この将来の都や東京の自治のあり方について都全体で調査研究をしようという取り組みについて、例えば「いつからやるのか。すぐこのステージに入るのか。」「まだ東京都も根回しが必要だろうし、我々もすぐそのステージに乗れるかどうか検討しなければならないので、今後の課題である。」などのやりとりがあった。都区のあり方検討委員会に報告したからといってもすぐに次のステージというわけにはなかなかいかないことを是非ご理解願ひたい。

都側

その件については私どもも全く同じであり、相当程度慎重にやらなければいけないことだと思っている。今度の親会の際にこういうことをご説明するわけだが、それについては、こういう方向で調査研究をしていく必要があり、それについてご了解を是非頂きたいということである。具体的にどのような方法をもって調査研究をしていくかというのは、これから関係者がそれぞれ議論をした上で考えていきたいと考えている。さりとて、あまりにも足踏み状態が長いと、今度は周りからいろいろいわれる。その辺りのあんばいが難しいのではあるが、いずれにしても早くても来年の秋というのが一つの目安ではないかというふうには考えている。これはまた勿論皆さん方とご相談しながらやらなければいけないが、早くてもそのようなあんばいではないかという気はしている。

区側

今回のやりとりを踏まえて、この資料3は、非公開にするのか、あるいは資料はなくフリートキングをしたということにするのか、あるいはあくまで骨子なのである程度誤解が生じないように資料を少し手直ししたうえ公表するのか、その辺をどうするのか判断してもらいたい。

都側

議論はしたということで、この資料3は骨子案であり非公開ということでもいいと思う。

区側

まだ、意思形成過程ということで幹事会の構成員限りということではどうか。

都側

そういうことでもいいのではないか。

区側

都と区市町村共同でということについて市町村の受け止め方というか、反応というか、そういうものは何かあるのか。

都側

これは公式な話ではないが、市長会事務局との間では、一緒になってこういう研究をするということについては否定するものではない、そういった感触を得ている。

座長

では、この資料3については、幹事会の構成員限りということに対応することとしたいがよろしいか。

〔「異議なし」との発言あり〕

(6) その他

都側から資料の説明の後、検討を行った。

<都側から参考資料1「道州制の導入に向けた第2次提言(概要、本文)(2008年11月18日(社)日本経済団体連合会)」、参考資料2「地方分権改革推進委員会第2勧告(概要、本文、決議)(平成20年12月8日地方分権改革推進委員会)」についての説明>

都側

11月18日に日本経済団体連合会が「道州制導入に向けた第2次提言」を出しているのので、それを紹介したい。この提言は、これを実現できれば、全国で5兆8,483億円位が節約でき、それを新たな経済活動に向けるといような流れになっている。

本文の22頁に東京に関する記述があり、いわゆる国会等移転法の法律を廃止して、「首都に関する法律」を制定すべきということである。なお、首都についてはワシントンD.C.のような東京都全部若しくはその一部を国直轄とすべきという考え方も主張されているが、住民自治と団体自治を限定することになるため認められにくいと考えられるという考え方が示されている。これについてはロードマップというものがあり、10程度の道州と1,000程度の基礎的自治体の体制にしていくという記述がされている。

次に、地方分権改革推進委員会の2次勧告が12月8日に出されており、義務付け、枠付けの見直しと国の出先機関の見直しの二つがある。本文では35頁の最後の部分に、「以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。」ということである。また、3万5千人程度の出先機関の削減ということで12月16日に決議が行われて、3万5千人程度の出先機関の削減というのは、本勧告で政府に対する具体的な措置を求める事項となっている2章第5節及び第6節の前提だ、それと切り分けるものではないと、改めて政府に強く要請するというようなことになっている。

都側

2次勧告と道州制等について、まず、日本経済団体連合会の提言は、本文の22頁に東京に係る記述がある。都として注目している部分が5行目から6行目のところで、東京について「現在の集積を活用して発展を遂げるとともに、地方にも富を配分していく役割を果たすことが期待される。」という記述がある。これについては、また東京から財源を取ろうという考えが入っているのではないかという部分が少々心配しているところである。

その下の段落に「国会等の移転に関する法律」を廃止するといっており、都もそう主張しているが、よく読んでみると、「立法機関である国会、行政を担う首相官邸および中央省庁、司法をつかさどる最高裁判所などの限られた首都機能を東京に置くことを明示した『首都に関する法律』」ということで、限られた機能という表現をしている。そうすると、今東京は首都ということで、政治も経済も一緒に行うということで、当然、東京の経済が日本を引っ張っていくといっているが、これを見ると、経済の部分についてはどうするのかという部分が少々不安である。

また、この提言自体は道州制の区割りについては示していない。区割りについてはあくまでも国が決めるべきことであるといっている。

次に、地方分権改革推進委員会の第2次勧告だが、国の出先機関の見直しとか義務付け、枠付けの見直しということで、我々としても中身をこれから各局に問い合わせして詳しく見ていこうと思っている。実は義務付け、枠付けの見直しで、大体482の法律で4,076項目だったか義務付け、枠付けを廃止の方向で検討するというように記述されている。しかし、法律が幅広くて、例えば要綱とかで計画を作るようにと書いてあるものも義務付けだとかいう形で書いてあったり、学校教育法とか土地収用法とか、地方公共団体が何かやる際の基準になっている計画とか、そ

れについても一応見直す方向にしなければいけないというようなことをいっている。

概要の今後の進め方の右側に書いてあるように、施設・公物の設置管理の基準、これはよくいわれる保育所の施設基準とか、それから、協議、同意、許可・認可・承認の手続関係、計画等の策定、先ほど述べた計画を作って、例えば国の方から補助の嵩上げをもらうという計画についても一応見直すようにとしているので、その項目で実際の地方公共団体の仕事のなかで影響が出てくるものがあるのではないかと考えている。これについては、我々としては各局の担当レベルにおいて確認をしなければいけないものだと思っており、それぞれ行政にとっては影響が大きいのではないかと考えている。

座長

説明について質疑を行いたい。

〔「なし」との発言あり〕

座長

では、この参考資料については、そういった動きがあるということで、話を聞いたということにしたい。

時間がきたので今日はこれで会議を閉じることとしたい。